

AMT/NEWSLETTER

Banking & Finance

2025 年 4 月 9 日

令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令等 —投資運用関係業務受託業、投資運用業及び 非上場有価証券特例仲介等業務に関する規定の整備について—

弁護士 森下 国彦 / 弁護士 三宅 章仁 / 弁護士 村井 恵悟 / 弁護士 中島 庸元

Contents

- I. はじめに
- II. 本改正の概要
 - 1. 投資運用関係業務受託業に関する規定の整備
 - 2. 投資運用業に関する規定の整備
 - 3. 非上場有価証券特例仲介等業務に関する規定の整備
- III. 今後のスケジュール

I. はじめに

令和 7(2025)年 1 月 17 日、金融庁より、令和 6(2024)年 5 月 15 日に成立した「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」(令和 6 年法律第 32 号)(以下「令和 6 年金商法等改正」という。)¹に係る政令・内閣府令案等が公表され、同年 2 月 16 日までの期間パブリックコメント(以下「本パブリックコメント」という。)に付された。令和 7(2025)年 3 月 28 日、本パブリックコメントの結果が公表され²、同政令・内閣府令等(以下「改正政府令等」という。)は令和 7(2025)年 5 月 1 日から施行・適用される^{3 4}。

1 令和 6 年金商法等改正の概要については、当事務所のニュースレター(下記)も参照されたい。

https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins2_pdf/240329.pdf

2 <https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250328/20250328.html>

3 別途、令和 6(2024)年 9 月 13 日に、令和 6 年金商法等改正に関する政令・内閣府令等のうち、①私設取引システム(PTS)運営業務の認可を要しないこととなる有価証券の売買高の基準等について及び②私設取引システム(PTS)の競売買方式の売買高の上限の緩和等についての政令・内閣府令案等が公表され、この政令・内閣府令案等は、令和 6(2024)年 11 月 20 日のパブリックコメントの結果の公表を経て、①に係る政令・内閣府令等は令和 6(2024)年 11 月 21 日に、②に係る政令・内閣府令等は令和 6(2024)年 12 月 1 日に施行・適用された。

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20241120/20241120.html>

4 別途、令和 7(2025)年 3 月 14 日に、令和 6 年金商法等改正に関する政令・内閣府令等のうち、①公開買付制度の見直し及び②大量

本ニュースレターでは、改正政府令等及び本パブリックコメントに対する回答(以下「本パブコメ回答」という。)⁵の内容を交えながら、①投資運用関係業務受託業に関する規定の整備、②投資運用業に関する規定の整備及び③非上場有価証券特例仲介等業務に関する規定の整備等の概要について紹介する。

II. 本改正の概要

1. 投資運用関係業務受託業に関する規定の整備

令和 6 年金商法等改正により、投資運用関係業務受託業に係る任意の登録制度(改正金融商品取引法(以下「改正金商法」という。))2 条 44 項・66 条の 71)が新設された。すなわち、改正金商法 66 条の 71 では「投資運用関係業務受託業を行う者は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。」と規定されており、投資運用関係業務受託業を行うにあたって登録義務は課されていない。他方で、下記(7)のとおり、登録された投資運用関係業務受託業者に対して投資運用関係業務を委託する投資運用業者については登録要件が一部緩和される建付けとなっている。

投資運用関係業務受託業に係る任意の登録制度については、以下のような特色がある。

- 内国法人に限らず、外国法人及び個人も登録を受けることができる点(改正金商法 66 条の 72 第 1 項 1 号「氏名」、同項 3 号「法人であるときは」、及び同項 4 号「外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては」等参照)
- 投資運用関係業務受託業の登録要件として、投資運用業と同様、人的構成要件(改正金商法 66 条の 74 第 3 号口)、体制整備(同条 4 号)、財産的基礎(同条 5 号)、国内の営業所等の設置(同条 6 号)、及び外国法人について国内における代表者等の選任(同条 7 号口)等が求められている点
- 業務の種別を変更する場合には、変更登録を受けなければならないとされている点(改正金商法 66 条の 75 第 4 項・66 条の 72 第 1 項 6 号)
- 顧客のためではなく、委託者のために誠実義務・忠実義務・善管注意義務を負っている点(改正金商法 66 条の 76・66 条の 77)
- 再委託は原則として禁止されるものの、内閣総理大臣の承認を得た場合には例外的に許容される点(改正金商法 66 条の 80)

以下では、改正政府令等及び本パブコメ回答の内容を紹介しながら、投資運用関係業務受託業に係る任意の登録制度の詳細について説明する。

(1) 投資運用関係業務の定義

改正金商法 2 条 43 項において、「投資運用関係業務」(いわゆるミドル・バックオフィス業務)は、投資運用業等⁶に関し行う、以下の計理に関する業務及び法令遵守等に関する業務をいうものと定義されている⁷。

保有報告制度の見直しについての政令・内閣府令案等が公表され、パブリックコメントの募集が開始されている(4 月 13 日まで)。

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250314/20250314.html>

⁵ 本ニュースレターでは、本パブコメ回答の概要を記載しているが、実際の検討にあたっては、本パブコメ回答の原文を確認されたい。

⁶ 金商法 28 条 4 項に規定する投資運用業のほか、同法 63 条 2 項に規定する適格機関投資家等特例業務(同項 2 号に係る業務を行うもの)、及び同法 63 条の 8 第 1 項に規定する海外投資家等特例業務(同項 1 号に係る業務を行うもの)をいう。

⁷ これら定義された業務に該当しないミドル・バックオフィスを受託することも可能であると考えられるが、その際の留意事項等については、改正政府令等には特段の規定は置かれていない。

計理に関する業務

運用対象財産(投資運用業等を行うことができる者が権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。)を構成する有価証券その他の資産及び当該資産から生ずる利息又は配当金並びに当該運用対象財産の運用に係る報酬その他の手数料を基礎とする当該運用対象財産の評価額の計算に関する業務(改正金商法 2 条 43 項 1 号)

法令遵守等に関する業務

法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。)を遵守させるための指導に関する業務(改正金商法 2 条 43 項 2 号)

以下のとおり、投資運用関係業務受託業者向けの監督指針(以下「受託業者監督指針」という。)III-3-1-1(2)及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(以下「改正金商業者監督指針」という。)VI-3-1-1(7)①において、それぞれの業務の具体的な内容が明確化されており、また、本パブコメ回答においても、その解釈が明確化されている。

計理に関する業務	a 投資信託財産に係る計算及びその審査(投資信託財産の基準価額の算出及び当該算出に向けた投資信託の設定・解約の集計、資産の約定照合、利金・配当金等の計上等を含む。) b 上記 a のほか、運用対象財産の評価額の計算及びその審査	投資運用業者がいわゆる一者計算による基準価額の算出を受託会社に委託する場合は、当該委託は、計理に関する業務の委託に該当する(本パブコメ回答 13 番及び 14 番)。
法令遵守等に関する業務	a 法令等遵守の観点から定期的な業務実態の把握、課題の指摘及び対応策の検討その他これに関連する業務 b コンプライアンスに関する社内規則その他マニュアル等の案文作成・管理 c コンプライアンス研修の定期的な企画・実施その他コンプライアンスに関する情報の提供	投資運用関係業務受託業者の登録に係る規定は弁護士法 72 条(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)ただし書の「別段の定め」に該当しない(本パブコメ回答 16 番) ⁸ 。

また、「投資運用関係業務は、委託する業者における投資運用業の質を左右し得る一定の継続性・能動性を有するものであり、そのような性質を有しない業務は投資運用関係業務に該当しない。」との解釈が示されている点も注目される(受託業者監督指針 III-3-1-1(2)及び改正金商業者監督指針 VI-3-1-1(7)①)。

(2) 投資運用関係業務受託業に関する人的構成要件及び財産的基礎

ア 人的構成要件

投資運用関係業務受託業に関する人的構成要件については、その基準が内閣府令において定められることとされていたが(改正金商法 66 条の 74 第 3 号ロ)、改正金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「改正業府令」という。)においては、その基準は定められていないように見受けられる。もっとも、受託業者監督指針 III-3-1-2(1)①において、役員又は使用人及び組織体制についての審査項目が具体化されている。

⁸ したがって、法令遵守等に関する業務について投資運用関係業務受託業の登録を受けたとしても、弁護士又は弁護士法人でない者は、弁護士法 72 条本文に定める法律事務の取扱いができるようになるものではないと考えられる。

人的構成要件に関連して、本パブコメ回答 18 番では、たとえば、信託銀行等における投資信託財産の計算等の受託業務に関する知識及び経験は、計理に関する業務のうち、「投資信託財産の計算及びその審査」(受託業者監督指針 III-3-1-1(2)イ a)を受託する場合の投資運用関係業務受託業の人的構成の審査において考慮され得るとされている。

イ 財産的基礎

投資運用関係業務受託業に求められる財産的基礎(改正金商法 66 条の 74 第 5 号)について、金銭等の預託を受けない投資運用業者に求められる資本金及び純財産額(1,000 万円以上)と同程度が求められるとされている(改正業府令 353 条・受託業者監督指針 III-3-1-2(2))。

この点に関連して、本パブコメ回答 17 番は、「仮に 1,000 万円を多少下回っている場合でも、それをもって登録拒否には該当しないという理解でよいか。」との質問に対して、「投資運用関係業務受託業者の登録拒否要件に該当するかどうかは、個別事案ごとに判断されることとなります。」と回答するにとどまっている。

(3) 投資運用関係業務受託業の登録申請に必要な書類

投資運用関係業務受託業の登録を受ける場合に必要書類(登録申請書及びその添付書類)については、改正金商法 66 条の 72 第 1 項及び同条 2 項各号並びに改正業府令 350 条 1 項各号において、以下の表のとおり定められている。

必要書類	備考
登録申請書	記載事項は以下のとおりである(改正金商法 66 条の 72 第 1 項各号)。 a 商号、名称又は氏名 b 法人である場合における資本金の額又は出資の総額(改正業府令 348 条 1 項) c 法人であるときは、役員の氏名又は名称 d 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地 e 登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地 f 業務の種別(計理に関する業務又は法令遵守等に関する業務の別) g 他に事業を行っているときは、その事業の種類 h 登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容(改正業府令 348 条 2 項 1 号) i 外国法人であって国内における代表者を定めていない者又は外国に住所を有する個人である場合には、国内における代理人の氏名、商号又は名称(改正業府令 348 条 2 項 2 号)
欠格事由に該当しないことを誓約する書面	—
業務方法書	記載事項は以下のとおりである(改正業府令 349 条)。 a 業務運営に関する基本原則 b 業務執行の方法 c 業務分掌の方法 d 投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容 e 業務管理体制の内容(社内規程の整備及び従業員に対する研修等に係る措置の内容を除く。)

		f 投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務を管理する責任者の氏名及び役職名
業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面		－
申請者が法人である場合	定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）	－
	役員の履歴書	役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面が必要である。
	役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面	登録申請者が外国法人であって国内における代表者を定めていないときは、国内における代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面も必要である。 役員（又は国内における代理人）が法人であるときは、当該役員（又は国内における代理人）の登記事項証明書又はこれに代わる書面が必要である。
	役員の旧氏及び名を証する書面	役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に記載した場合で、役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときに、当該旧氏及び名についてののみ必要である。 登録申請者が外国法人であって国内における代表者を定めていないときは、国内における代理人の左記書面も必要である。
	役員が改正金商法 29 条の 4 第 1 項 2 号口に該当しない旨の官公署の証明書(市区町村が発行する身分証明書)又はこれに代わる書面	－
	役員が欠格事由に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面	－
	最終の貸借対照表及び損益計算書	関連する注記を含む。
申請者が個人である場合	登録申請者の履歴書	－
	登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面	登録申請者が外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面も必要である。 国内における代理人が法人であるときは、当該国内における代理人の登記事項証明書も必要である。
	登録申請者の旧氏及び名を証する書面	登録申請者の旧氏及び名を当該登録申請者の氏名に併せて登録申請書に記載した場合で、登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該登録申請書の旧氏及び名を証するものでないときに、当該旧氏及び名についてののみ必要である。 登録申請者が外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の左記書面も必要である。
	登録申請者が改正金商法 29 条の 4 第 1 項 2 号口に該当しない旨の官公署の証明書(市区町村が	－

	発行する身分証明書)又はこれに代わる書面	
	改正業府令別紙様式第1号の2により作成した貸借対照表及び損益計算書	—
	投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務を管理する責任者の履歴書	—
	純財産額を算出した書面	—

(4) 投資運用関係業務受託業者に求められる業務管理体制

投資運用関係業務受託業者に求められる業務管理体制(改正金商法 66 条の 78)について、以下の表のとおり改正業府令 358 条各号において具体化されており、さらに受託業者監督指針 III-2-1において留意点が示されている。

改正業府令 358 条各号の概要	受託業者監督指針における留意点の概要
社内規則等の整備及び従業員に対する研修等	<p>① 投資運用関係業務の内容・特性・規模・複雑性等を勘案した適切な社内規則等の整備</p> <p>② 役職員に対する社内規則等についての研修等</p>
業務の適正を確保するための措置	<p>① 投資運用関係業務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制整備に係る措置(たとえば以下のような措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社内規程の整備 ● 情報の保存及び管理について検証・確保する体制の整備 ● 役職員に対する指導・研修の徹底 <p>② 委託者との必要な連絡体制の整備に係る措置(たとえば以下のような措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委託者との間における連絡担当者及び連絡方法の定め ● 必要な頻度・方法による情報共有や連絡・報告等を行う体制の整備 ● 速やかに委託者に対して必要な連絡及び報告を行う体制の整備 ● 必要な情報が委託者から提供される体制の構築 ● 成果物を委託者に対して確実に提供する体制の構築 ● 上記各措置についての、委託者との委託契約書等における明確な定め <p>③ 専門的知識及び技能を有する人員の確保のための措置(たとえば以下のような措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 役職員の適切な採用及び研修 ● 必要な人員の適切な配置 ● 監督責任者の権限及び責任の明確化、選任方法についての適切な定め、監督責任者による適切な権限行使等 <p>④ 投資運用関係業務の適切性担保の措置(たとえば以下のような措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適正性を検証するための方針及び手続についての適切な定め ● 上記方針等に従った適切な検証、上記方針等の妥当性及び実効性についての適時・適切な検証、必要に応じた見直し <p>⑤ 委託者による適切な監督等を担保するための措置(たとえば以下のような措置)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録を受けている投資運用関係業務の範囲について、委託者に事前に説明するための体制整備 ● 受託する投資運用関係業務を第三者に再委託する場合、委託者に説明し承諾を得るための体制整備
委託者と投資運用関係業務受託業者又は第三者(当該委託者以外の委託者を含む。)との間の利益相反管理	<ol style="list-style-type: none"> ① 利益相反行為を特定するための措置(たとえば以下のような措置) <ul style="list-style-type: none"> ● 利益相反行為の適切な方法による特定・類型化 ● 利益相反行為の特定にあたっての、投資運用関係業務受託業者の行う業務の特性・規模・複雑性等の適切な反映 ● 特定・類型化した利益相反行為の妥当性についての適時・適切な検証、必要に応じた見直し ② 利益相反行為が投資運用関係業務の適正な遂行を書しないことを確保するための措置(たとえば以下のような措置) <ul style="list-style-type: none"> ● 特定・類型化した利益相反行為の特性に応じて、当該利益相反行為が投資運用関係業務の適正な遂行を書しないことを確保するための措置についての適切な定め ● 利益相反行為の該当性についての確認態勢、利益相反行為に該当する場合には、投資運用関係業務の適正な遂行を書しないことを確保するための適切な措置 ● 特定した利益相反行為が投資運用関係業務の適正な遂行を書しないことを確保するための措置の妥当性及び実効性についての適時・適切な検証、必要に応じた見直し ③ 利益相反行為が投資運用関係業務の適正な遂行を書しないことを担保するための措置(たとえば以下のような措置) <ul style="list-style-type: none"> ● 社内規程の整備及び当該社内規程に則った運用 ● 社内規程の妥当性及び実効性についての適時・適切な検証、必要に応じた見直し
投資運用関係業務受託業に係る業務以外の業務に係る行為が投資運用関係業務に不当な影響を及ぼさないための措置	<ol style="list-style-type: none"> ① 投資運用関係業務受託業に係る業務と当該業務以外の業務の明確化、及び投資運用関係業務受託業に係る業務以外の業務に係る行為であって、投資運用関係業務に不当な影響を及ぼすおそれのあるものの適切な方法による特定・類型化 ② たとえば、部門の分離による管理を行うなど、上記特定・類型化した行為が投資運用関係業務に不当な影響を及ぼさないための措置、並びに当該措置の妥当性及び実効性についての適時・適切な検証、必要に応じた見直し
投資運用関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持	<ol style="list-style-type: none"> ① 投資運用関係業務受託業の業務に関して知り得た情報及び秘密の取扱いについて、具体的な基準を定め、役職員への周知徹底。特に、当該基準において、当該情報及び秘密について、投資運用関係業務受託業を適確に遂行するために必要と認められる目的以外の目的に利用することを明確に禁止 ② 投資運用関係業務に応じた秘密の範囲及び業務上知り得る者の特定、秘密の漏えいの防止態勢(たとえば、秘密へのアクセス管理、内部関係者による秘密の持ち出しの防止のための対策の策定、外部からの不正アクセスを防御するための情報管理システムの堅牢化など)、並びに当該情報及び秘密の管理状況の適時・適切な検証態勢

また、投資運用関係業務受託業者に求められる業務管理体制に関して、本パブコメ回答において以下の解釈が示されている。

- 投資運用関係業務受託業者における担当者が複数の投資運用業者の投資運用関係業務を担当する場合、それをもって直ちに情報管理や利益相反管理の観点から問題があるというわけではない(本パブコメ回答 19 番)。
- 投資運用関係業務受託業者が、登録要件緩和を受ける投資運用業者からの受託業務と、登録要件緩和を受けない投資運用業者からの受託業務を行う場合において、情報の分別管理等を徹底した上で同一組織又は同一部署内で両者の受託業務を実行することは可能(本パブコメ回答 20 番)。

(5) 投資運用関係業務の再委託

投資運用関係業務の再委託は原則として禁止される一方、内閣総理大臣の承認を得た場合には例外的に許容される(委託者の承諾を得るだけでは許容されない)ところ(改正金商法 66 条の 80)、かかる承認が認められない例について、以下のとおり具体化されている(受託業者監督指針 III-2-2)。

- ア 投資運用関係業務受託業者以外の者に投資運用関係業務の全部(計理に関する業務又は法令遵守等に関する業務毎に判断する。)を再委託する場合
- イ 投資運用関係業務の再委託につき、委託者に説明し承諾を得る体制を整備していない場合

また、「再委託する業務が事務的な業務に留まる等、投資運用関係業務に付帯するにすぎない場合には、再委託に関する内閣総理大臣の承認は不要である。」との解釈が示されている点も注目される(受託業者監督指針 III-2-2)。

なお、上記内閣総理大臣の承認を受ける場合に必要書類(承認申請書及びその添付書類)については、改正業府令 359 条 1 項及び 2 項各号において、以下の表のとおり定められている。

必要書類	備考
承認申請書	記載事項は以下のとおりである(改正業府令 359 条 1 項各号)。 a 再委託先(二段階以上の再委託に係る委託先を含む。)の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地 b 再委託投資運用関係業務(再委託先に委託する投資運用関係業務)の内容 c 再委託先が投資運用関係業務受託業者以外の者である場合には、当該再委託先を選定した理由及び再委託投資運用関係業務の適正な遂行を確保するための方策
再委託投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し	－
再委託先の登記事項証明書又はこれに代わる書面	再委託先が法人である場合のみ必要である。
再委託先の住民票の抄本又はこれに代わる書面	再委託先が個人である場合のみ必要である。
再委託先における再委託投資運用関係業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面	－

(6) 投資運用関係業務受託業者に求められる記録の作成・保存

投資運用関係業務受託業者は、投資運用関係業務受託業に関する以下の記録の作成及び 10 年間の保存が求められる(改正金商法 66 条の 81、改正業府令 360 条)。

ア 投資運用関係業務に関する次に掲げる事項に関する記録

- 投資運用関係業務を行った年月日及びその内容
- 投資運用関係業務の遂行過程に関与した役員又は使用人の氏名、及び投資運用関係業務の代表責任者の氏名
- 投資運用関係業務の遂行に当たって委託者から提供を受けた情報

イ 投資運用関係業務に係る契約に関する記録

(7) 投資運用業者の役員又は使用人の要件

投資運用業に関する役員又は使用人の要件に関して、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合には、当該業務の執行については、必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を自ら確保することは必要なく、投資運用関係業務受託業者の業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保することで足りる(改正金商法 29 条の 4 第 1 項 1 号の 2)⁹。

かかる能力を有する者とは「投資運用関係業務受託業者に委託する投資運用関係業務の内容を理解し把握するとともに、当該投資運用関係業務受託業者に対して適確に指示を行う能力がある者をいい、当該投資運用関係業務を直接遂行するにあたって必要な知識及び経験並びに過去に投資運用業に関する業務に従事していた経験は問わない。」(改正金商業者監督指針 VI-3-1-1(1)①二及びへ m)とされている。

この点に関連して、本パブコメ回答 5 番は、「その経験なしに監督ができる、とはどういう人材を想定されているのか」との質問に対して、上記改正金商業者監督指針を引用するにとどまっており、具体的にどの程度の理解と指示能力が求められるのかは明確ではない。

なお、投資運用関係業務を委託する場合¹⁰、その旨、委託先の商号等及び委託する業務の内容等が投資運用業の登録申請書の記載事項とされたことから(改正金商法 29 条の 2 第 1 項 12 号、改正業府令 6 条の 6)、既存の投資運用業者が投資運用関係業務を委託する場合には、現行金商法 29 条の 2 第 1 項 12 号の事項に係る変更届出(改正金商法 31 条 1 項)が必要になる。令和 6 年金商法等改正の施行時点で既に委託済みの場合は、施行日から 6 ヶ月以内に届出が必要になる(改正金商法附則 8 条 1 項)。

変更届出書及びその添付書類については、改正業府令 20 条 1 項柱書及び同項 5 号において、以下の表のとおり定められている。

⁹ 登録金融機関のうち投資運用業を行うことができる信託兼営金融機関の登録要件についても同様である(改正金商法第 33 条の 8 第 1 項)。また、海外投資家等特例業務における自己運用業務の欠格要件についても同様である(改正金商法第 63 条の 9 第 6 項第 2 号ト)。

¹⁰ 投資運用業に関する役員又は使用人の要件の緩和の条件と異なり、登録申請書の記載事項については、改正金商法 29 条の 2 第 1 項 12 号の文言上は、投資運用関係業務受託業の登録を受けていない者に対して投資運用関係業務を委託する場合も含まれている。他方で、登録申請書の記載事項のうち、投資運用関係業務受託業者を監督する役員又は使用人の氏名又は名称に関しては、投資運用関係業務受託業者に対して投資運用関係業務を委託する場合には限られている(改正業府令 6 条の 6)。

必要書類	備考
変更届出書	記載事項は以下のとおりである(改正業府令 20 条 1 項柱書)。 a 変更の内容 b 変更年月日 c 変更の理由
改正業府令別紙様式 1 号により作成した変更後の内容を記載した書面(以下、本表においてのみ「登録申請書」という。)	－
登録申請書の写し	－
投資運用関係業務を投資運用関係受託業者に委託する場合において、当該投資運用関係業務の内容に変更があったときは、当該変更に係る事項を記載した契約書の写し	改正金商法 29 条の 4 第 1 項 1 号の 2 ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する場合に限る。
新たに改正金商法 29 条の 4 第 1 項 1 号の 2 ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する使用人となった者(以下、本表において「業務監督使用人」という。)に係る履歴書	重要な使用人(改正業府令 9 条 2 号イ)である者を除く。以下、本表において同じ。
業務監督使用人に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面	－
業務監督使用人の旧氏及び名を証する書面	業務監督使用人の旧氏及び名を業務監督使用人の氏名に併せて登録申請書に記載した場合で、業務監督使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面が業務監督使用人の旧氏及び名を証するものでないときに、当該旧氏及び名についてのみ必要である。

(8) 投資運用業者に求められる体制整備

改正金商業者監督指針 VI-3-1-1(7)②において、投資運用関係業務受託業者へ委託する場合に投資運用業者に求められる体制が以下のとおり具体化されている。

- ア 委託先の投資運用関係業務受託業者に対し、委託した投資運用関係業務の遂行に関して必要な情報を適時に提供する体制の整備
- イ 委託先の投資運用関係業務受託業者から受けた指摘等を適切に反映する体制の整備
- ウ 投資運用関係業務受託業者に委託した投資運用関係業務を適切に監督し、委託先の投資運用関係業務受託業者に必要に応じて適切な指示等を行うことができる体制の整備

(9) 投資運用業者に求められる帳簿書類の作成・保存

投資運用業者が投資運用関係業務を委託する場合に、追加で作成・保存することが必要とされる帳簿書類(現行金商法 46 条の 2)は、以下のとおり、改正業府令 157 条 1 項 17 号へにおいて具体化されている。

- ア 当該投資運用関係業務の委託に関する契約書
- イ 当該投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、改正金商法 29 条の 4 第 1 項 1 号の 2 ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、当該投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録

上記イについて、本パブコメ回答 15 番によれば、「例えば、投資運用関係業務受託業者に委託した投資運用関係業務の遂行に関して、当該投資運用関係業務受託業者に提供した情報や当該投資運用関係業務受託業者から受領した成果物等が想定」されるとのことである。

2. 投資運用業に関する規定の整備

(1) 金銭等の預託を受けない場合における資本金要件及び純財産額要件の緩和

投資運用業者が金銭又は有価証券の預託を受けない場合について、資本金要件が引下げられることが提言されていた¹¹。これを踏まえ、改正金商法 29 条の 2 第 1 項 5 号の 2 で、「顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず¹²、かつ自己と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭又は有価証券を預託させないときにあっては、その旨」が、新たに投資運用業の登録申請書の記載事項とされたところ、今回、改正金商法施行令では、投資運用業に関する資本金要件及び純財産額要件(5,000 万円以上)が、金銭等の預託を受けない場合については 1,000 万円以上に緩和されている(改正金商法施行令 15 条の 7 第 1 項 4 号、現行金商法施行令 15 条の 9 第 1 項)。

なお、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ自己の密接関係者(改正金商法施行令 15 条の 4 の 2、改正業府令 6 条の 2)¹³に顧客の金銭又は有価証券を預託させない既存の投資運用業者が、上記資本金要件及び純財産額要件の緩和の適用を受けるためには、施行日から 6 ヶ月以内に、改正金商法 29 条の 2 第 1 項 5 号の 2 の事項に係る変更登録(改正金商法 31 条 4 項)の申請をする必要がある(改正金商法附則 7 条)。

これに関連して、本パブコメ回答において以下の解釈が示されている。

- 「その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受け」ない場合とは、投資運用業に関して、顧客から預託を受けず、今後も預託を受ける意思がない場合を想定している(本パブコメ回答 22 番(1))。
- 今後、その行おうとする投資運用業に関して顧客から金銭又は有価証券の預託を受ける可能性がある場合には、変更登録の申請は必要ない(本パブコメ回答 24 番)。

変更登録に必要な書類については、現行業府令 22 条 1 項及び 2 項において、以下のとおり定められている。

ア 改正業府令別紙様式 1 号により作成した変更登録申請書

イ アの書面の写し

ウ 変更の内容及び理由を記載した書面

(2) 運用権限の全部委託

従前は、投資運用業者は、すべての運用財産について、その運用権限の全部を委託することは禁止されていた(現行金商法 42 条の 3 第 2 項)。改正金商法 42 条の 3 第 2 項により、投資運用業者について、運用権限の全部委託が可能となる代わりに、(運用権限の全部を委託するかどうかにかかわらず)委託を受ける者に対して運用の対象及び方針を示し、

11 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書 6 頁目。

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20231212.html

12 なお、投資信託委託業者及び自己運用業者と異なり、投資一任業者及び投資法人資産運用業者は、そもそも原則として金銭等の預託は原則禁止されている(現行金商法第 42 条の 5 本文)。

13 改正業府令 6 条 2 においては、有価証券等関連業務を行う金融商品取引業者や銀行等が密接関係者から除かれている。このため、たとえば、投資信託委託会社の親法人等である販売会社(有価証券等関連業務を行う金融商品取引業者)が、当該投資信託に関して顧客から金銭の預託を受ける場合には、当該販売会社は投資信託委託会社の密接関係者に該当しない(本パブコメ回答 22 番(2))。

かつ内閣府令で定めるところにより運用状況の管理その他の当該委託に係る業務の適正な実施を確保するための措置を講じる義務を負うものとされた。これに関連して、本パブコメ回答において以下の解釈が示されている。

- 「運用の対象及び方針」として委託先に示すべき内容は、個々の商品や契約によっても異なる(本パブコメ回答 25 番)。
- 「運用の対象及び方針」は、例えば、運用に当たりどのような考え方に基きどのようなアセットクラスに投資するか、短期的な売買による投資か長期的な保有による投資か、どれくらいリスクを取って運用するかといった内容が構成要素になり得る(本パブコメ回答 26 番)。
- インデックス運用やアクティブ運用などの運用手法、トップダウンアプローチやボトムアップアプローチなどの運用スタイル、ベンチマークやリスク・リターンなどの投資目標は、「運用の...方針」の構成要素になり得る(本パブコメ回答 26 番)。
- 金融商品取引業者が投資運用業として自らの投資判断に基づきファンドへの投資を行う場合、当該ファンドへ投資を行う行為は、一般的には金融商品取引業者から当該ファンドの運用者に対する運用権限の委託には該当しない(本パブコメ回答 27 番)。

投資運用業者が講ずべき前記措置に関して、改正業府令 131 条 2 項並びに改正金商業者監督指針 VI-2-2-1(1)④、VI-2-3-1(1)④及び VI-2-5-1(1)④において、以下のとおり具体化されている。

ア 委託先の選定基準及び委託先との連絡体制の整備

イ 委託先の業務遂行能力及び委託契約の遵守状況を継続的に確認するための体制の整備

ウ 委託先が当該委託に係る業務を適正に遂行することができないと認められる場合の対応策(業務改善の指導、委託の解消等)の整備

このほか、(運用権限の全部委託の場合に限らず)運用権限を委託する場合には、当該委託に係る業務の監督を行う部門の統括者として、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者を確保することが求められている(改正金商業者監督指針 VI-3-1-1(1)①ハ)。

また、上記の改正のほか、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)上の投資信託委託会社によるその運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の運用指図の権限の全部委託を禁止する規定(投信法 12 条 1 項)等が削除されている。

(3) 人的構成要件の明確化

上記のほか、投資運用業に関する人的構成要件について、以下のとおり明確化されている点も注目される¹⁴。

ア 常務に従事する役員に関する「金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験」との要件について、「過去に投資運用業に関する業務に従事していた経験は必ずしも問わない。」とされている点(改正金商業者監督指針 VI-3-1-1(1)①ロ注)

イ 「法令等の遵守が適切になされるような体制が整備されると認められる場合」には、常務に従事する役員とコンプライアンス部門担当者の兼務及びコンプライアンス部門担当者と内部監査を含む一定の業務の担当者の兼務を妨げないとされている点(改正金商業者監督指針 VI-3-1-1(1)①へ注)

なお、本パブコメ回答 32 番において、「第一種金融商品取引業に係る担当者が投資運用業に係る担当者を兼務することが一律禁止されているわけではなく、弊害防止措置に関する規定(金商法第 44 条)等を踏まえつつ、その業務内容等に応じて、個別具体的な事案に即して実質的に判断されるべき」との解釈が示されている。

¹⁴ これに伴い業府令 13 条も改正される。

3. 非上場有価証券特例仲介等業務に関する規定の整備

令和6年金商法等改正により、以下のとおり、第一種金融商品取引業の新たな緩和類型である非上場有価証券特例仲介等業務(改正金商法29条の4の4第8項)が新設された¹⁵。

(1) 非上場有価証券特例仲介等業務の定義

「非上場有価証券特例仲介等業務」とは、第一種金融商品取引業のうち、以下のいずれかを業として行うことをいう(改正金商法29条の4の4第8項)。

- ① 非上場有価証券(政令で定めるものを除く。)に係る以下の行為
 - a 売付けの媒介(一般投資家を相手方として行うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家のために行うものを除く。)
 - b 募集の取扱い、売出しの取扱い、私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い(一般投資家を相手方として行うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家のために行うものを除く。)
 - c 買付けの媒介(一般投資家のために行うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家を相手方として行うものを除く。)
- ② 上記①に関して顧客から金銭の預託を受けること(上記①の行為による取引の決済のために必要なものであって、当該預託の期間が政令で定める期間を超えないものに限る。)¹⁶

上記①について、簡略化して表にまとめると、以下のとおりである。

		売主	
		一般投資家以外	一般投資家
買主	一般投資家以外	○	△(注)
	一般投資家	×	×

(注)買主(一般投資家以外)／売主(一般投資家)の取引の仲介は、売主(一般投資家)に対する勧誘に基づかない場合にのみ、非上場有価証券特例仲介等業務に該当する¹⁷。

¹⁵ なお、日本証券業協会において、非上場有価証券特例仲介等業者を特定業務会員とするための定款の改正に係るパブリックコメントが実施された。

https://www.jsda.or.jp/about/public/kekka/20250210_kekka.pdf

https://www.jsda.or.jp/about/public/kekka/20250210_sannkou.pdf

また、日本証券業協会において、非上場有価証券特例仲介等業務に関する自主規制規則の改正に係るパブリックコメントが募集されている(パブリックコメントの結果は現時点では未公表である)。

https://www.jsda.or.jp/about/public/bosyu/files/250218_hijyoujyoutokurei.pdf.pdf

https://www.jsda.or.jp/about/public/bosyu/files/250218_hijyoujyoutokurei_sankou.pdf.pdf

¹⁶ 非上場有価証券特例仲介等業者が顧客から金銭の預託を受ける場合、有価証券等管理業務(金商法2条8項16号・28条5項)を営むことになると考えられる(本パブコメ回答29番)。

¹⁷ 立法担当者解説(齊藤将彦ほか「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の解説」商事法務

なお、第二種金融商品取引業は、「非上場有価証券特例仲介等業務」の対象外である¹⁸。また、私設取引システム(PTS)運営業者のうち認可(改正金商法 30 条 1 項本文)を受けた者は、「非上場有価証券特例仲介等業者」の対象外である(改正金商法第 29 条の 4 の 4 第 7 項)。

ア 対象となる非上場有価証券の範囲

非上場有価証券特例仲介等業務の対象となる非上場有価証券について「政令で定めるものを除く。」と規定されていたが(改正金商法 29 条の 4 の 4 第 8 項 1 号柱書括弧書)、改正金商法施行令 15 条の 10 の 4 において、非上場有価証券からの除外対象は店頭売買有価証券¹⁹だけであることが明確化された。日本国内の非上場のスタートアップ企業の株式等に加え、海外でのみ上場されている株式や、海外の資産運用会社が設定及び運用する外国投資信託の受益証券、外国投資法人が発行する外国投資証券等の幅広い非上場有価証券(海外でのみ上場されているものを含む。)が非上場有価証券特例仲介等業務の対象とされた。今後、これらの非上場有価証券に関して非上場有価証券特例仲介等業務が活用されることが期待される。

イ 対象となる一般投資家の範囲

非上場有価証券特例仲介等業務の対象から除外される「一般投資家」とは、特定投資家等(現行金商法 2 条 3 項 2 号口(2))²⁰、当該有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者をいう(改正金商法 29 条の 4 の 4 第 8 項 1 号イ括弧書)。かかる一般投資家に含まれない者に関して、改正業府令 16 条の 3 において以下のとおり具体化されている。

- a 当該有価証券の発行者の取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事若しくはこれらに準ずる者若しくは使用人(以下「特定役員等」という。)又は当該特定役員等の被支配法人等²¹(当該発行者を除く。)
- b 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権 50%を超える議決権を自己又は他人の名義をもって保有する会社(a に掲げる者を除く。)

ウ 許容される金銭の預託期間

非上場有価証券特例仲介等業務においては、「取引の決済のために必要なものであって、当該預託の期間が政令で定める期間を超えない」範囲においてのみ、顧客から金銭の預託を受けることが認められている(改正金商法 29 条の 4 の 4 第 8 項 2 号括弧書)。かかる期間について、改正金商法施行令 15 条の 10 の 5 において、「顧客から金銭の預託を受けた日の翌日から一週間」とされている。

2363 号 8 頁)によれば、「非上場有価証券は売却機会が乏しく、売却機会が提供されたほうがその保有リスクを切り離すことができるため、一般投資家にとっても望ましいことから業務範囲に含まれているが、投資者保護の観点から当該一般投資家に対する勧誘に基づかないものに限られている」とのことである。

18 第二種金融商品取引業については、「既に登録要件等が限定的であることから、更に登録要件等を緩和する類型を創設する必要性は低いと考えられる」とされていた(金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」第 2 回(2023 年 10 月 18 日)事務局説明資料「資料 2-1」47 頁(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sisan-unyo/siryoku/20231018/02-1.pdf))。

19 金商法 67 条の 11 第 1 項の規定により登録を受けた有価証券をいい(現行金商法施行令 1 条の 7 の 3 第 3 項イ、現行金商法 2 条 8 項 10 号ハ)、現在、登録されている有価証券は存在しない。

20 特定投資家又は外国為替及び外国貿易法上の非居住者のうち一定の者をいう。

21 特定役員等が他の法人等の総株主等の議決権の 50%を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう(改正業府令 16 条の 3 第 3 項)。

(2) 登録要件等の緩和

非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合の登録要件等を、第一種金融商品取引業の登録要件(現行金商法 29 条の 4)等と比較すると、以下のとおりである。

	第一種金融商品取引業	非上場有価証券特例仲介等業務
人的構成(常勤役職員)要件	<ul style="list-style-type: none"> ● その行おうとする第一種金融商品取引業の業務を 3 年以上経験した常勤役職員を複数確保(現行金商業者監督指針 IV-4-1(2)①ハ) 	<ul style="list-style-type: none"> ● その行おうとする第一種金融商品取引業の業務(金商法 29 条の 5 第 2 項に規定する業務を含む。)を 1 年以上経験した常勤役職員を 1 名以上確保(改正金商業者監督指針 IV-4-1(2)①ハ注)
兼業規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録要件として、他に行っている事業が、付随業務若しくは届出業務に該当し、又は承認業務として承認を取得できる見込みがあること(現行金商法 29 条の 4 第 1 項 5 号ハ参照) ● 届出業務については届出が、承認業務については承認が必要(現行金商法 35 条 3 項・4 項) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用除外(改正金商法 29 条の 4 の 4 第 2 項) ● 届出及び承認不要(改正金商法 29 条の 4 の 4 第 3 項・4 項)
自己資本規制比率に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録要件として、自己資本規制比率 120%以上(現行金商法 29 条の 4 第 1 項 6 号イ) ● 自己資本規制比率に係る届出義務等(現行金商法 46 条の 6) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用除外(改正金商法 29 条の 4 の 4 第 1 項・2 項・5 項)
金融商品取引責任準備金の積立て	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融商品取引責任準備金の積立て義務あり(現行金商法 46 条の 5) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用除外(改正金商法 29 条の 4 の 4 第 5 項)
資本金要件 純財産額要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 5,000 万円(現行金商法 29 条の 4 第 4 号イ、現行金商法施行令 15 条の 7 第 1 項 3 号・15 条の 9 第 1 項) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1,000 万円(改正金商法施行令 15 条の 7 第 1 項 6 号、現行金商法施行令第 15 条の 9 第 1 項)
投資者保護基金への加入義務	<ul style="list-style-type: none"> ● あり(現行金商法 79 条の 27 第 1 項) 	<ul style="list-style-type: none"> ● なし(改正金商法施行令 18 条の 7 の 2)

ア 人的構成要件の緩和

第一種金融商品取引業においては、登録申請者が行おうとする第一種金融商品取引業の業務を 3 年以上経験した常勤役職員を複数確保することが求められている(現行の金商業者監督指針 IV-4-1(2)①ハ)。

これに対して、非上場有価証券特例仲介等業務のうち金商法第 29 条の 4 の 4 第 8 項 1 号に掲げる行為(特定投資家を相手方として行うもの)に限り、私設取引システム(PTS)運営業務に係る行為を除く。)に係る業務のみを行う場合には、その行おうとする第一種金融商品取引業の業務(金商法 29 条の 5 第 2 項に規定する業務²²を含む。)を 1 年以上経験した常勤役職員を 1 名以上確保することで足りるとされている(改正金商業者監督指針 IV-4-1(2)①ハ注)。

²² 第二種金融商品取引業とみなされる、適格投資家向け投資運用業者が投資一任契約に基づき投資信託財産等の運用権限の全部の委託を受けた場合における投資信託受益証券等の私募の取扱いを指す。

イ 兼業規制の適用除外

第一種金融商品取引業においては、登録申請者が他に行っている事業が付随業務若しくは届出業務に該当し、又は承認業務として承認を取得できる見込みがあることが必要であり(現行金商法 29 条の 4 第 1 項第 5 号ハ参照)、また、第一種金融商品取引業者が他の事業を行う場合には、届出業務については届出が、承認業務については承認が必要である(現行金商法 35 条 3 項・4 項)。

これに対して、非上場有価証券特例仲介等業務については、現行金商法 29 条の 4 第 1 項第 5 号ハは適用除外とされており(改正金商法 29 条の 4 の 4 第 2 項)、また、非上場有価証券特例仲介等業者が他の事業を行う場合にも、現行金商法 35 条 3 項及び同条 4 項は適用されないこととされている(改正金商法 29 条の 4 の 4 第 3 項・4 項)。

ウ 自己資本規制比率に関する規制の適用除外

第一種金融商品取引業においては、自己資本規制比率が 120%以上である必要があり(現行金商法 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ)、その他にも自己資本規制比率に係る届出義務等がある(現行金商法 46 条の 6)。

これに対して、非上場有価証券特例仲介等業務については、これらの現行金商法が適用除外されている(改正金商法 29 条の 4 の 4 第 1 項・2 項・5 項)。

エ 金融商品取引責任準備金の積み立て義務の適用除外

第一種金融商品取引業者は、金融商品取引責任準備金を積み立てる義務を負う(現行金商法 46 条の 6)。

これに対して、非上場有価証券特例仲介等業務については、現行金商法 46 条の 6 が適用除外されている。(改正金商法 29 条の 4 の 4 第 5 項)。

オ 資本金・純財産額要件の緩和

第一種金融商品取引業に関する資本金・純財産額要件(5,000 万円以上)と比較して、非上場有価証券特例仲介等業務に関する資本金・純財産額要件については 1,000 万円以上に緩和されている(改正金商法施行令 15 条の 7 第 1 項 6 号、現行金商法施行令 15 条の 9 第 1 項)。

カ 投資者保護基金の加入義務の免除

非上場有価証券特例仲介等業者は、第一種金融商品取引業者と異なり、投資者保護基金への加入義務が免除されている(改正金商法施行令 18 条の 7 の 2)²³。

(3) 非上場有価証券特例仲介等業者としての登録に必要な書類

現行金商法 29 条の登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち非上場有価証券特例仲介業務のみを行おうとする場合に必要な書類(登録申請書及びその添付書類)及びその内容については、基本的に第一種金融商品取引業の登録に必要な書類と同じである。しかし、以下の点で、異なっている。

ア 登録申請書における業務の種別には、非上場有価証券特例仲介業務に該当する旨を記載する必要がある(改正金商法 29 条の 4 の 4 第 1 項)。

イ 登録申請書に、加入する投資者保護基金の名称を記載する必要はない(改正業府令 7 条 3 号口)(上記(2)カ参照)。

²³ ただし、投資者保護基金に加入しているか否か等についての公衆縦覧が求められる(改正業府令 71 条 3 項 7 号ハ)。

- ウ 登録申請書に添付する改正金商法 29 条の 4 第 1 項各号(登録拒否要件)のいずれにも該当しないことを誓約する書面において、自己資本規制比率が 120%を下回っていないこと(改正金商法 29 条の 4 第 1 項 6 号イ)を誓約する必要はない(改正金商法 29 条の 4 の 4 第 1 項)(上記(2)ウ参照)。
- エ 自己資本規制比率を算出した書面(現行業府令 10 条 1 項 3 号ロ)を提出する必要はない(改正業府令 10 条 1 項 3 号括弧書)(上記(2)ウ参照)。
- オ 業務方法書(現行金商法 29 条の 2 第 2 項 2 号)において損失の危険の管理方法に関する事項(現行業府令 8 条 6 号ロ)は記載する必要はない(改正業府令 8 条 6 号括弧書)(上記(2)ウ参照)。
- カ 業務方法書において、以下の事項を記載する必要がある(改正業府令 8 条 6 号チ)。
 - a 第一種金融商品取引業のうち非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う旨(その業務に関して顧客から金銭の預託を受ける場合にあつては、その旨を含む。)
 - b 非上場有価証券特例仲介等業務のうち、改正金商法 29 条の 4 の 4 第 8 項第 1 号に掲げる行為(特定投資家を相手方として行うもの)に限り、私設取引システム(PTS)運営業務を除く。)に係る業務のみを行う場合には、その旨(上記(2)ア参照)。

(4) 非上場有価証券特例仲介等業者に求められる体制整備

改正業府令 70 条の 2 第 10 項において、非上場有価証券特例仲介等業者に求められる体制が以下のとおり定められている。

- ア 非上場有価証券特例仲介等業務の範囲外となる、一般投資家のための行為及び一般投資家を相手方とする行為を行うことを防止するための必要かつ適切な措置
- イ 顧客から金銭の預託を受ける場合には、前記の期間のみ許容される金銭の預託として適切に管理するための措置

さらに改正金商業者監督指針 IV-3-6(1)において、これらの措置に関して「(取引の当事者の属性の事前確認や金銭の預託の期間の管理体制の整備を含む。)」との解釈が示されており、これらの措置をとっているか否かは個別具体的な事案に即して実質的に判断される(本パブコメ回答 31 番)。

また、非上場有価証券特例仲介等業者が第二種金融商品取引業を行う場合について、顧客の属性の事前確認等を含む、第二種金融商品取引業に係る一般投資家である顧客に対して非上場有価証券特例仲介等業務の範囲を超えた第一種金融商品取引業を行うことがないようにすることが求められている点(改正金商業者監督指針 IV-3-6(1))にも留意が必要である。

III. 今後のスケジュール

本ニュースレター冒頭に記載のとおり、改正政府令等は令和 7(2025)年 5 月 1 日から施行・適用される。今般の改正は、投資運用関係業務受託業や非上場有価証券特例仲介等業務への新規参入を検討する事業者等に関係するのみならず、前述のとおり、一定の経過措置はあるものの、既存の投資運用業者においても、投資運用関係業務を委託している場合における変更届出や、今後も投資運用業に関して顧客等から金銭又は有価証券の預託を受ける可能性がない場合における変更登録などの対応が必要な事項があるため、留意が必要である。

なお、金融庁は、令和 7(2025)年 4 月 11 日、投資運用関係業務受託業者として登録を希望する者を対象にオンラインによる事前説明会を実施する予定である(投資運用関係業務受託業者としての登録申請との関係では、この説明会への参加は任意である)²⁴。

以上

²⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250328/20250328-2.html>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 森下 国彦 (kunihiko.morishita@amt-law.com)
弁護士 三宅 章仁 (akihito.miyake@amt-law.com)
弁護士 村井 恵悟 (keigo.murai@amt-law.com)
弁護士 中島 庸元 (nobumoto.nakashima@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。